



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

女性従業員労働保護特別規定

国务院令

第 619 号

2012 年 4 月 28 日公布 施行

第一条 女性従業員の労働中の生理的特徴により生じる特殊な困難を緩和、解決し、女性従業員の健康を保護するため、本規定を制定する。

第二条 本規定は中華人民共和国国内の国家機関、企業、事業単位、社会団体、個人経営組織及びその他社会組織などの雇用単位及びその女性従業員に適用する。

第三条 雇用単位は、女性従業員の労働保護を強化し、措置を講じて女性従業員の労働安全衛生条件を改善し、女性従業員に対し労働安全衛生の知識教育を行わなければならない。

第四条 雇用単位は、女性従業員が従事を避ける労働範囲の規定を遵守しなければならない。雇用単位は、当該単位の女性従業員が従事を避ける労働範囲の部署を書面で女性従業員に告知しなければならない。

女性従業員が従事を避ける労働範囲は、本規定の付録に示す通り。国务院の安全生産監督管理部門は、国务院の人力資源社会保障行政部門、国务院の衛生行政部門と共に、経済社会の発展状況にもとづき、女性従業員の従事を避ける労働範囲を調整する。

第五条 雇用単位は、女性従業員が妊娠、出産、授乳期間であることを理由に、その賃金を下げたり、解雇したり、労働或いは任用契約を解除してはならない。

第六条 女性従業員が妊娠期間中、本来の労働に適応できない場合、雇用単位は医療機関の証明にもとづき、労働量を軽減或いはその他適応できる労働を割り振らなければならない。

妊娠 7 カ月以上の女性従業員に対しては、雇用単位は労働時間の延長或いは夜勤労働を割り振ってはならず、且つ労働時間内に一定の休憩時間を設けなければならない。

妊娠中の女性従業員が労働時間内に行う出産前検査に要する時間は、労働時間に算入する。

第七条 女性従業員は 98 日間の出産休暇を享受し、その内出産前は 15 日間の休暇を取ることができる。難産の場合は、出産休暇を 15 日間追加する。多胎児を出産する場合、1 人増えるごとに出産休暇を 15 日間追加する。

女性従業員が妊娠 4 カ月未満で流産した場合、15 日間の出産休暇を享受する。妊娠満 4 カ月で流産した



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

場合は、42 日の出産休暇を享受する。

第八条 女性従業員の出産休暇期間の出産手当は、出産保険に加入済みの者については雇用単位が前年度の従業員月平均賃金の基準にもとづいて出産保険基金から支給する。出産保険に未加入の者については、女性従業員の出産休暇前賃金の基準にもとづいて雇用単位が支給する。

女性従業員の出産或いは流産の医療費用は、出産保険規定の項目及び基準にもとづき、出産保険に加入済みの者については出産保険基金から支給し、出産保険に未加入の者については雇用単位が支給する。

第九条 満 1 歳未満の乳児に授乳する女性従業員については、雇用単位は労働時間の延長或いは夜勤労働を割り振ってはならない。

雇用単位は、毎日の労働時間内に授乳期間中の女性従業員に 1 時間の授乳時間を設けなければならない。女性従業員が多胎児を出産した場合、1 人増えるごとに毎日 1 時間の授乳時間を追加する。

第十条 女性従業員が比較的多い雇用単位は、女性従業員の必要にもとづき、女性従業員の診療室、妊婦の休憩室、授乳室などの施設を設置し、女性従業員の生理衛生、授乳等の問題を適切に解決しなければならない。

第十一条 労働場所において、雇用単位は女性従業員に対するセクシャルハラスメントを予防し制止しなければならない。

第十二条 県クラス以上の人民政府の人力資源社会保障行政部門、安全生産監督管理部門は、各々の職責にもとづき、雇用単位の本規定の遵守状況について監督検査を行う。

労働組合、婦人組織は、法に従い雇用単位の本規定の遵守状況について監督を行う。

第十三条 雇用単位が本規定第六条第二項、第七条、第九条第一項の規定に違反した場合、県クラス以上の人民政府人力資源社会保障行政部門が期限を設けて是正を命じ、侵害を受けた女性従業員 1 人ごとに 1000 元以上 5000 元以下の基準で計算し、罰金に処する。

雇用単位が本規定付録の第一条、第二条の規定に違反した場合、県クラス以上の人民政府安全生産監督管理部門が期限を設けて是正を命じ、侵害を受けた女性従業員 1 人ごとに 1000 元以上 5000 元以下の基準で計算し、罰金に処する。雇用単位が本規定付録の第三条、第四条の規定に違反した場合、県クラス以上の人民政府安全監督管理部門が期限を設けて改善を命じ、5 万元以上 30 万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、関係する作業の停止を命じ、或いは関係する人民政府へ国務院が規定する権限にもとづいて閉鎖を命じるよう具申する。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

第十四条 雇用単位が本規定に違反し、女性従業員の合法的權益を侵害した場合、女性従業員は法に従い、苦情、告発、提訴することができ、法に従い、労働人事爭議調停仲裁機関へ調停仲裁を申請することができる。仲裁採決を不服とする場合、法に従い人民法院へ訴訟を起こすことができる。

第十五条 雇用単位が本規定に違反し、女性従業員の合法的權益を侵害し、女性従業員に損害をもたらした場合、法に従い賠償を行う。雇用単位およびその直接責任を負う主管者やその他の直接責任者が犯罪を構成する場合、法に従い刑事責任を追及する。

第十六条 本規定は公布の日より施行する。1988年7月21日国務院發布の『女性従業員労働保護規定』は同時にこれを廃止する。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

付録：

女性従業員が従事を避ける労働範囲

一．女性従業員が従事を避ける労働範囲

(一) 鉱山坑内での作業

(二) 体力労働強度等級基準に定める第四級体力労働強度の作業

(三) 重い物を担ぐ回数が1時間当たり6回以上、毎回の重さが20キロを超える作業、或いは断続的に重い物を担ぎ、毎回の重さが25キロを超える作業

二．女性従業員が月経期間に従事を避ける労働範囲

(一) 冷水作業等級基準に定める第二級、第三級、第四級の冷水作業

(二) 低温作業等級基準に定める第二級、第三級、第四級の低温作業

(三) 体力労働強度分級基準に定める第三級、第四級の体力労働強度の作業

(四) 高所作業分級基準に定める第三級、第四級の高所作業

三．女性従業員が妊娠期間中に従事を避ける労働範囲

(一) 作業場所の空気中の鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、ベンゼン、カドミウム、ベリリウム、ヒ素、シアン化物、酸化窒素、一酸化炭素、二硫化炭素、塩素、カプロラクタム、クロロプレンゴム、塩化ビニル、エチレンオキシド、アニリン、ホルムアルデヒド等有害物質濃度が国の職業衛生基準を超える作業

(二) 抗がん剤、ジェチルスチルペストロールの生産に従事し、麻酔薬のガスなどに接触する作業

(三) 非密封放射性物質の操作、原子力事故や放射能事故の応急処置

(四) 高所作業等級基準に定める高所作業

(五) 冷水作業等級基準に定める冷水作業

(六) 低温作業等級基準に定める低温作業



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

(七) 高温作業等級基準に定める第三級、第四級の作業

(八) 騒音作業等級基準に定める第三級、第四級の作業

(九) 体力労働強度等級基準に定める第三級、第四級の体力労働強度の作業

(十) 密閉空間、高圧室での作業或いは潜水作業、強烈な振動を伴う作業、または頻繁に腰をかがめる、高所に登る、しゃがむ必要のある作業

四．女性従業員が授乳期間中に従事を避ける労働範囲

(一) 妊娠期間中に従事を避ける労働範囲の第一項、第三項、第九項

(二) 作業場所の空気中のマンガン、フッ素、メチルアルコール、有機リン化合物、有機塩素化合物等の有害物質濃度が国の職業衛生基準を超える作業